

第7回教育委員会会議

1 日時 令和7年5月26日（月） 午後3時30分～午後4時50分

2 場所 大阪市役所本庁舎屋上階 P1共通会議室

3 出席者

多田 勝哉 教育長

巽 樹理 委員

赤木 登代 委員

長谷川葵 委員

高井 俊一 教育次長

福山 英利 教育監

松田 淳至 総務部長

松浦 令 政策推進担当部長

中道 篤 指導部長

杉本 和由 第2教育ブロック担当部長

橋本 洋祐 総務課長

有上 裕美 連絡調整担当課長

甲斐 哲夫 首席指導主事

中野 泰志 教育政策課長

中谷 さおり 教育政策課長代理

ほか指導主事、担当係長、担当係員

4 次第

（1）教育長より開会を宣告

（2）教育長より会議録署名者に長谷川委員を指名

（3）案件

- 議案第46号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について
- 報告第14号 令和7年度局内・局横断プロジェクトチーム体制について
- 報告第15号 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告書に係る今後の対応について
- 報告第16号 令和6年度 争訟事務の委任に係る報告について
- 報告第17号 職員の人事について
- 協議題第7号 令和6年度局運営方針振り返りの報告ならびに教育行政点検評価報告書の作成について

なお、報告第15号については、会議規則第7条第1項第2号に該当することにより、報告第16号及び第17号並びに協議題第7号については、会議規則第7条第1項第5号に該当することにより、採決の結果、委員全員異議なく非公開として審議することを決定した。

(4) 議事要旨

議案第46号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会委員の委嘱について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書の2ページをご覧ください。1名の弁護士を新たに委員に委嘱するものである。今回、新たに委嘱する方は、弁護士の成瀬史織様である。委員の任期に関しては、7ページに参考につけている「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会規則」第3条第1項で2年と定められているため、本日ご承認いただいたら、令和7年6月1日から令和9年5月31日としたいと存じる。選任理由について、成瀬氏は、大阪弁護士会の「子どもの権利委員会」に所属され、子どもの権利に関わる幅広いご見識をお持ちであり、いじめを始めとする子どもの権利に関わる事案の対応経験が豊富であることに加え、泉南市中学生自死の重大事態の調査に係る第三者委員会の補助調査員として活動された経験もある。以上の点から、本委員会の委員に適任であると考えている。

次に、議案書の3ページをご覧ください。1名の弁護士委員を引き続き委嘱するものである。今回委嘱する細田委員の任期について、令和7年6月1日から令和9年5月31日までとしたいと存じる。引き続き委嘱を行う理由としては、この間、複数の本市のいじ

め重大事態調査において、滞りなく調査を遂行いただいております、資質として適任であること、また現在も調査中の事案にも携わっていただいていることから、引き続き委嘱を行うものである。なお、議案書の4ページ・5ページに委員の一覧を記載しているので、ご参照いただきたい。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

報告第14号「令和7年度局内・局横断プロジェクトチーム体制について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

教育振興基本計画に示す施策をより効果的に推進するために、教育委員会事務局に教育改革プロジェクトチームを設置し、その下に各課題に応じてワーキンググループ等を、毎年度必要性を精査しながら設置している。

2ページをご覧いただきたい。今年度設置するのは全部で21の会議体で、再開する会議体は19番の「学びの多様化学校のあり方検討ワーキンググループ」、新規の会議体は20番の「国際バカロレア教育の推進に係るワーキンググループ」と、21番の「教員の人材確保・育成検討ワーキンググループ」となっている。一番下段にある二つの会議体については、今後の方向性や課題の検証結果を取りまとめるなど、一定の役割を果たしたとして、廃止としている。

まず、廃止したものについて、ご説明させていただく。「服務規律の刷新及び人材育成手法の改善検討ワーキンググループ」は、逮捕・処分事案の発生を抑制するための服務規律確保に向けた方策を検証するという設置目的を達成したことにより、当初終了予定どおり令和7年3月で廃止とする。なお、検証、実施した改善策としては、キャリアステージに応じた服務研修、全学校園で「事例検討シート」を活用した教職員向け研修、外部講師を招いた性暴力防止研修を実施した。今後もこれらの取組成果を着実に続けてまいる。

「学校調理方式のあり方検討ワーキンググループ」について、安全・安心かつ安定した学校給食実施のため、調理業務の民間委託や退職不補充に伴う調理技術の継承に関する課題への対応策を検討するという設置目的を達成したことにより、当初終了予定どおり令和7年3月で廃止とする。大中規模校については引き続き民間委託に取組み、一部を直営で実施することとし、将来にわたって最低限必要となる職員数を精査し、令和8年度から給食調理員の採用を再開することとした。

次に、再開したもの、新規に立ち上げるものについてご説明させていただく。3ページの横置きA3の資料をご覧ください。まず、再開したものについて、資料の下段の右から三つ目をご覧ください。「学びの多様化学校のあり方検討ワーキンググループ」である。平成31年の設置当初の目的であった「不登校児童生徒にとっての学びの場の設置」について、令和6年4月、心和中中学校開校により設置目的を果たしたことから、令和6年度は休止した。しかし、今年度、心和中中学校への進学希望者が想定以上に多く、令和8年度以降の生徒受入れについて、検討・協議が必要となったことから再開することとしている。

続いて、資料下段の右から二つ目をご覧ください。「国際バカロレア教育の推進に係るワーキンググループ」を新たに設置する。国際バカロレア教育の導入に関する事業を推進するにあたり、導入予定校の学校に関する教育内容及び施設・人事等の体制整備に関する課題を整理し、方針を検討するために必要な協議を行うことを目的としている。

続いて、資料下段の一番右をご覧ください。「教員の人材確保・育成検討ワーキンググループ」を新たに設置する。教員を取り巻く環境が大きく変化している中、特に採用倍率の低下などの課題を受け、教員の人材確保と計画的な育成に着実に取り組むことを目的としている。

2ページに戻っていただき、設置終了期間を延長したものについてご説明させていただく。7番「教育ICT活用推進ワーキンググループ」について、現行の「大阪市教育ICTビジョン」の期限と合わせて令和8年3月終了予定としていたが、新たに令和8年度から令和11年度までを対象とする「大阪市学校教育ICTビジョン」に改訂するため、令和12年3月までに延長する。15番「障がいのある子どもの学びの充実に関するワーキンググループ」について、当初、令和8年度が全ての小中学校等において自校で通級指導を受けられることとする開設最終予定年度であったが、3月の教育委員会会議でご説明したとおり、国の制度である基礎定数化の確定により、開設を令和10年度までの3ヶ年に分割する計画に変更したことから、引き続き、巡回通級の課題整理やあり方について検討する必要があるため、令和11年3月までに延長する。16番「人事評価制度等検討ワーキンググループ」について、当初令和7年3月終了予定としていたが、学校の表彰制度の構築に向けて引き続き調査・検討が必要であることから令和8年3月までに延長する。

質疑の概要は次のとおりである。

【異委員】 ありがとうございます。2ページの廃止2件、2つの内の1つが学校調理方式のところですが、先日、学校給食の安心・安全について、いろいろニュース等を取りざたされていたと思います。今の説明で安心・安全の継続について、目標というか、達成したということだったと思いますが、一般的にというか、保護者も含めて、ちょっと不安に思っている方も多いと思います。この状況で、学校調理方式、給食の安心・安全を廃止する説明をお願いします。

【中野教育政策課長】 ありがとうございます。異委員からのご質問についてですが、先日ぐらいからですね、プレスの方でもされている内容を踏まえてのご質問ということかと思いますが、このワーキンググループにつきましては、当初の目的としては給食調理員の採用再開ということを、いわゆる調理技術の継承ということの課題への対応策を検討するということの主たる目的としたワーキンググループということでですね、設置してそのあり方を検討するという内容でございました。ですので、枠組みですとか、あるいは、その調理業務のあり方についてのワーキンググループということで、その目的については一定達成したということで、今回、この3月で一旦終了するということでございます。ご質問の給食の安全について、ここは個別の業者等が対応している内容についてのものということですので、そこについては今回の相手方選定にあたっては、過去の議論を経て、総合評価一般競争入札といった形であり方を今は変えているというところでございますので、その中で選んだ業者の対応についての個別の課題についてということですので、ワーキングとしては一旦終了という扱いとさせていただいております。よろしくお願いします。

【異委員】 ありがとうございます。本件は、公開案件ですよ。このタイミングでこの1行だけだったら少し不安に思われる方も、もしかしたらいらっしゃるのかなと思いましたので、質問させていただきました。給食の安全については、引き続き個別対応と申しますか、取り組んでいただけるということによろしいでしょうか。

【中野教育政策課長】 そうでございます。よろしくお願いします。

【多田教育長】 ありがとうございます。ただいま、異委員からもございましたように、やはり子どもにとって給食は非常に大事で、食育の観点からも大事な取組ですので、委託化を進めてきた中でも、やはりそういった調理の技術であったり、日々の栄養価も含めまして、しっかり献立を考えての提供ということでございますので、その点は今回、実は議会の方でも相当議論もございましたので、私どもの方もしっかりとその安全性の担保

ですね、そこは業者の方への指導なりをし続けながら、子どもまたは保護者の皆様方の信頼をしっかりと確保できますように取り組もうと思っております。

【長谷川委員】 ワーキングの中の19番の「学びの多様化学校のあり方検討」というのは、心和中学校のような学校での対応を念頭に持っているのでしょうか。それとももっと広く、それぞれの学校で教室に行きにくいような児童の方への対応ということも含めているのでしょうか。

【松浦政策推進担当部長】 基本的にはこれは学びの多様化学校でございまして、心和中学校については、これまでは設置に向けて様々な課題を整理してきたところでございます。今回再開します理由が、心和中学校で、予定していた定員よりも多くの申し込みがあったということで、断らざるを得ない状況が生じたことを受け、それを今後どうしていくのか、その申し込みのあった子どもたちの学びの保障をどうしていくのかというところで、心和中学校についての課題を整理するワーキンググループでございます。

【長谷川委員】 こちらは当然重要だと思っておりますけれども、全体的な不登校の児童も増えていると聞いているので、心和中学校のような形だけで足りないという事態が想定されるかなと思っています。ですので、広く、今回以外の場でも大丈夫ですので、不登校に対する対応というのを検討いただければと思います。よろしくお願いいたします。

【多田教育長】 それでは今年度このプロジェクトチームでしっかりと進行管理も見ながら、継続的に取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

協議題第7号「令和6年度局運営方針振り返りの報告ならびに教育行政点検評価報告書の作成について」を上程。

松浦政策推進担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

まず、令和6年度局運営方針振り返りにについてご報告する。令和6年度については、教育振興基本計画の基本理念や三つの最重要目標に沿って、局の目標や局運営の基本的な考え方等を掲げ、その下の「重点的に取り組む経営課題」1から3まで、最重要目標の達成に向け、主な戦略やアウトカム指標を設定し、取組を進めてまいった。

5ページをご覧いただきたい。全体についての事務局の自己評価を記載している。31の施策に取組、経営課題1では自己有用感を問う指標「人の役に立つ人間になりたいと思いますか」については小学校ではわずかに目標に達しなかったものの、中学校では目標を達成するなど年々高くなってきている。経営課題2では、英語教育において、C E F R A

1 レベル（英検 3 級）相当以上の英語力を有する中学 3 年生の割合については 57.5 パーセントとなり、教育振興基本計画に掲げている令和 7 年度の目標を達成した。経営課題 3 では、働き方改革について「教員の勤務時間に関する基準を満たす教員の割合について」基準 1 基準 2 とともに目標を達成していること等について記載している。

次の今後の方針に関しては、「安全・安心な教育の推進」では、いのちのかけがえのなさを考える機会を持たせるために「いじめについて考える日」と「いのちについて考える日」を設定すること、不登校児童生徒の個々の状況に応じた支援充実に向けて、教育支援センターの活動を充実させるとともに魅力ある学校づくりと多様な学習機会の提供に努め、学校及び家庭への周知をすること、外国から編入する児童生徒への日本語指導や多文化共生教育を進めるために区役所と連携して支援を行うとしている。「未来を切り拓く学力・体力の向上」では、支援チームによる各校の実態に応じた支援を行うとともに、児童生徒一人一人の学力状況を分析し、データに基づいた指導を行うこと、各種学力調査のデータを複合的に分析し、個別最適な学びの支援を推進していくこと。また、「子どもの体力強化プラン」に基づき運動機会を提供して運動習慣の定着を図ることとしている。「学びを支える教育環境の充実」では、学習者用端末の効果的な活用を指導主事やアドバイザーが支援し、教員の ICT 活用指導力を向上させていくこと、また、更なる教員の長時間勤務の解消に向け、「学校園における働き方改革推進プラン」に基づき取組を進めることなど、としている。

6 ページ以降には、各施策の詳細な取組実績、目標の達成状況や評価等を、52 ページには達成状況の総括表を記載しており、53 ページからは施策目標についての達成状況を本日の参考資料としてつけているが、詳細については改めてご参照いただければと存じる。この令和 6 年度の局運営方針の振り返りについては、本日、教育委員の皆様にご依頼する、「教育委員として行った取組等についての点検評価シート」を作成するにあたり資料としていただくものである。続いて、教育行政点検評価についてご説明する。

議案書の 59 ページをご覧ください。この点検評価については、下段の【(参考)】にあるように、地教行法及び教育行政基本条例により、教育委員の皆様の取組、活動の状況等について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書の作成・公表が定められている。上段をご覧ください。「1 報告書の構成」については、昨年度と同様に「施策ごとの点検・評価」から「外部有識者による講評」までの五つの柱での構成を考えている。また、「2 作成の進め方」に報告書の作成スケジュールをお示ししている。

については、委員の皆様には、「教育委員として行った取組等についての点検評価シート」

について作成をお願い申し上げます。ご参考として60ページ、61ページに局運営方針の見方をつけている。次に63ページをご覧ください。教育振興基本計画に掲げた目標達成に向けて行っていただいた委員の皆様の取組や活動の状況等について、「令和6年度に教育委員として行った取組等についての点検評価シート」の作成をお願いする。ご参考として62ページに記載例をつけている。締切りについては、ご多用の中、誠に申し訳ないが、6月20日（金）までにご提出いただくようお願いする。

本日ご協議いただき、特に問題等がなければ、メールで改めて作成依頼の詳細についてご連絡をさせていただく。

質疑の概要は次のとおりである。

【赤木委員】 丁寧な説明ありがとうございました。何度も取り上げているのですが、「安全・安心な教育環境の実現」のところで、少し達成できていない部分です。下の方の自己評価の②の「スマートフォン等の使用でSNS、動画視聴、ゲーム等していますか」に対して「3時間以上」と回答する児童生徒の割合で、目標値を達成できなかったということですが、これは学校だけでは対応できない課題ではないでしょうか。自宅に帰ってからということですので、やはり保護者、家庭との連携ということになるかと思います。しかし、その保護者自身もずっとスマホ画面を見続けているのではないのでしょうか。街中を歩いていて怖いと思うのは、歩行者はまだましですが、相変わらず禁止になっている自転車に乗りながらスマホ画面を見ている人たちがいます、どうしたらいいのでしょうか。つまり、学校でどのように家庭と連携していくのか。例えば、家庭と連携をし、子どもたちに3時間以上見ることでどういう弊害があるのかというふうに指導をするのか、あるいはその時間をこういうことに充てたらどうかというように、ポジティブな指導をするのか、どういう方向性で対策をするつもりなのか、家庭との連携というのはどのようなことが考えられるのか少し教えてください。これまでやっていることでも結構です。

【松浦政策推進担当部長】 ご指摘の点は非常に難しい問題でございまして、数値も昨年度よりも悪くなっていまして、ますますスマホが使われることが多くなってきております。本市では毎年スマホサミットと申しまして、中学生、小学生の代表の方で、どうしたらこのスマホとうまくつき合っていけるのか、時間を短くできるのかというところで議論をして、毎年こういう取組をしましょうというところで、各学校に戻っていただいてやっていただいている取組があります。ただ、なかなかそれでも難しいというところもあり

ます。昨年度は、PTAの代表の方にも、スマホサミットに参加していただいて、家庭との連携ということでPTAとどうしていくのかというのを考えております。ほかに、ご指摘の時間数のところで、こういう悪い影響があるというのは振興基本計画のところにも書かせていただいているように、児童生徒や保護者が科学的知見に基づいてよりよい選択ができるように支援すると書かせてはいただいているのですが、なかなか難しいところがあります。ただ、全国学力学習状況調査の結果とスマートフォン等での時間の相関関係を、図にあらわして、やはり時間が長ければ長いほどこの学力テストの結果が悪くなっていますよというような情報は、保護者向けに届くように発信というのはしております。そういったところをこれまでしてきたというところです。

【赤木委員】 ありがとうございます。答えは必ずしもひとつというわけではないので試行錯誤を続ける必要がある問題と思っています。

【長谷川委員】 用意していた意見の前に、まず、今のご意見に関連して、自分の子どもに毎日3時間以上スマートフォンを使っているかと話し合ったところ、ぎりぎりいっているかもしれないと言われ、我が家でも対策が必要だなと考えているところです。ただ、子どもの言い分を聞くと、今の時代は、スマートフォン、iPad、ゲーム機、テレビでもYouTubeが見れたりなどでいろいろなことができると言っていました。それぞれ、3時間しているわけではなく、ゲームを少しして、友達とのSNSでのやりとりを少しして、さらに、ご飯のときにテレビを見たり、YouTubeを見たりするとすると、帰ってから3時間ぐらいはすぐ経ってしまうと言われました。子どもが家に帰ってから、他に何かすることがあるというわけでもなく、親としても凄く悩んでいるところです。ですので、何かスマートフォンなどを離れてこういうことをしたらいいのではないかというのを積極的に提案していただけだと、保護者としても大変助かります。

用意していた意見としましては、今の教育振興基本計画が3年目で、少し改善されている施策がある一方で、令和4年度から連続して下がっていて、目標値も達成されておらず、数値も下がっているというのが幾つかあるなと思って見ていました。例えば、いじめに関する施策1-1「いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思いますか」や、「教員の管理職選考受験者に占める女性職員の割合」が減っているとか、運動時間で小学生については下がり続けているというところがあると思いました。これは、施策は功を奏していないのではないかという疑問も出てくるのですけれども、分析としては、施策の効果がわかるまで長期かかるのですとか、これがなければもっと悪い要因になっているというの

か、それとも、この指標が適切でないというのか、来年度に教育振興基本計画の改訂があると思いますが、どういう分析でどういう評価になるのかというのを教えていただけたらと思います。

【松浦政策推進担当部長】 例えば、今おっしゃっていただいたところでも少し見方を変えて見ることをしますと、施策1－1の①の事だと思うのですが、「いじめはどんな理由があってもいけないと思いますか」という指標が53ページにあります。この実績値が、昨年度よりも悪くなっているという事ですが、最も肯定的な回答と、その次の肯定的な回答を足せば上がってきているという見方もできます。今年度が最終年度でございます教育振興基本計画で、ご指摘を踏まえて総括的な見直し、振り返りをして、次どうするのか、施策がやはりよろしくなかったのか、指標の立て方がどうだったのかという観点で、今年度は次に向けて見直し等を行って、次の振興計画の目標を立てるときに反映をして参りたいと思います。

【異委員】 同じ8ページになりますが、事前説明のときにも少しお話させていただきましたが、3時間以上スマートフォンを毎日使用する生徒が年々増えてきて、今後もきっと増えてくるのではないかな、と自分の子どもを見ていてもそのように感じます。スマートフォンの利用は、基本的には学校へ持ち込めないで自宅になります。やはり、今後ご家庭で目標設定やルールの見直しを行う際には、例えば、1日3時間以内にするなど改めてご家庭で利用時間を設定していただきたいと考えています。学校は家庭に宿題という課題を与えて、例えば、家庭のルールに基づいて適切に使用しているかどうかとか、何かそういう聞き方が、家庭によってルールも違うと思うので、長谷川委員がおっしゃったように、私の子どもも数学の理解に困った際には、動画の視聴、数学をわかりやすく教えてくれるコンテンツを利用していますので、スマートフォンがすべて悪いわけではないと思います。教育委員会が伝えたいSNSとかゲームばかりしてというところもすごくわかるので、今後の見直し、目標を設定するにあたっては少し検討する必要があるのかなと思います。幾らたっても多分これは達成が少し厳しいのではないかなと思っております。これが1点です。

もう1点は、本件が全体的に局運営方針振り返り報告ということですが、一生懸命事務局の方含め、作成されていると思いますが、これが実際現場の管理職とか先生方にどういうふうなフィードバックというか、分析して子どもたちに反映されているのかなと思っております。作ることが目標、ゴールではないとはもちろん思っていますが、例えば、校長

会でまとめ分析をどなたか報告してそれを持ち返っているのか、どういう感じで現場との橋渡しとをされているのかなというのは少し気になります。

【松浦政策推進担当部長】 局運営方針自体は、直接現場にはおろしてはいないのですけれども、元々振興基本計画の進捗管理をするために局運営方針を立てておりますので、振興基本計画の各目標がどうだということと、それに各学校の数値、同じ目標のあなたの学校はこういう数値になっていて、全市の目標はこういう数値になっていますというのは、毎年度、学校の方に周知をさせていただいて、各学校の中で自分のところの学校はどういうところが課題か考え、取組みましょうというのを話し合っていて、各学校の目標を決めてくださいという形でさせていただいております。振興基本計画に書かれてあるものが基本的にはそのまま反映されています。そういう形で学校現場の方にはフィードバックさせていただいて、学校現場でしっかり話し合ってくださいという形ではさせていただいております。

【異委員】 ありがとうございます。教育委員会事務局の方は、全体の傾向であったり、大きな課題が把握できていると思います。校長先生は自分の学校の分析とか、もちろんされていると思うのですが、もう少し大きな目を見て、もしかしたら来年違う学校に移るかもしれませんので、校長会などで、市としての全体の傾向として、ポイントだけでも何かこういった課題がありますなど、全体的にこれがなかなか達成できていませんというようなことで、ポイントだけでもせつかくここまで全体的な把握をされているので何か活かされたらどうかと思いました。

【松浦政策推進担当部長】 はい。そういう場を持てるように考えていきます。ありがとうございます。

【赤木委員】 20ページの「多文化共生教育の推進」というところですが、課題の上から三つ目、「母語・母文化の保障に関して母語の維持や自らのアイデンティティにかかわる母文化について学ぶことができる環境のさらなる整備が必要となっている」というところですが、日本の学校は、本当に家庭で行うべきこと、それと地域が行うべきことも全部学校で引き受けようとしているのですが、これもそうだと思います。改善のところで、帰国来日等の子どもや外国に繋がる子どもが学校生活を円滑に送れるように日本語指導、これは学校でしないといけないことですが、「母語・母文化などを学べる機会の提供のための取組を区役所等と連携しながら進めていく」という、ここで区役所というのが出ていますが、区役所やあるいはNPOとかNGOとか、そういう「地域」に行ってもらわないといけない

ことで、学校ですべて引き受けることではないかなと思います。ある地域で中国からの子どもたちしかいないという場合は一つなのですが、ますます多様化している昨今、母語・母文化も多様になり、とても学校だけで対応できることはありません。学校の役割はやはり学習言語としての日本語を身につけさせること、日本語指導に重点を置いてもらいたいです。

【松浦政策推進担当部長】 ご指摘をいただきましたとおり、母語・母文化の保障については、支援員みたいなものを置きまして、その方を中心にしていただいたり、国際クラブみたいなものを置いている学校はそういうところでしたり、なるべく教員の負担にならないようにはしていますが、外国から入ってくる人数に比して支援員が足りていないというところがあって、なかなか進んでいないというところがやはり課題としてあります。おっしゃっていただいたように、その他、地域であったりNPOであったりというような人材の活用も含めて、担当にお伝えをして進めていきたいと思います。ありがとうございます。

【赤木委員】 ありがとうございました。

【多田教育長】 今、赤木委員の方からもございましたが、市内で一部、非常に外国に繋がりのある子どもが増えている地域もありまして、大阪市の場合は歴史的な経過もあり、母語・母文化の取組を大切にできてですね、子どもたちがアイデンティティをしっかり持ちながらも今後の社会で生きていくための教育を推進しております。数字にもあらわれておりますように、非常にいろいろな、一つの国だけではない、たくさんの国から来られている方が、人数そのものが増えてきておりますので、学校現場も非常に大変な状況にもなっておりますので、このところは先ほど赤木委員からもご指摘もございましたことも含めて、全庁的な検討もしっかりできたらと思っております。

報告第15号「児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会の報告に係る今後の対応について」を上程。

杉本第2教育ブロック担当部長からの説明要旨は次のとおりである。

議案書2ページをご覧ください。6ページ以降にある調査報告書の概要版となる。まず初めに、【1 事案の概要等】について、令和5年8月14日、当時中学3年生の男子生徒が、自死する事案が発生した。本事案について、同年8月26日より初動調査が、同年10月31日より詳細調査が実施され、令和7年5月12日に調査報告書が提出された。

次に、【2 調査報告書の内容】について、まず、〔1 いじめの認定〕について、中学

1年時では部活動内で強い口調で言われるという1件、2年時にはクラスで8件、部活動内で13件、3年時にはクラスで2件、部活動内で21件の事案が認定されている。具体的な内容としては、当該生徒と3年間同じ部活動に所属、2年時は同じクラスの関係生徒Aからのからかいやはやしたて、無視や仲間外れ、きつい口調での突っかかりや命令口調での指示、当該生徒を揶揄し周囲から笑いを取る執拗ないじり行為があった。また、別の関係生徒BCらから、テストの点数を馬鹿にされたり、悪口や暴力、また、関係生徒Aからのいじり行為に同調されたり、笑われたりした。最終的に、部活動の大会終了後、一部の部員らの打ち上げに、当該生徒は意図的に呼ばれなかったということである。

次に、〔2 いじめと自死の関連性〕について、当該生徒が自死に至った直前に、部活動において打ち上げによばないという当該生徒をあからさまに排除するいじめが行われ、これを知った当該生徒がその後すぐに、自死を行動に移した事実経過があることから、部活動内の当該生徒に対するいじめが、当該生徒を自死に至らせた最大の要因であると考えるのが合理的であるとの指摘である。

次に、〔3 学校及び教育委員会による対応上の問題点〕について、一つ目、いじめを認知するための組織的な取組が不十分であったという点である。当該校において、教職員のいじめの認知件数が少ないことを疑問に思わない風土などにより、本来はいじめ事案と認知すべき「いじり」を見過ごすなど、教職員のいじめに対する感度を鈍らせたという指摘である。また、生徒へのいじめ防止教育が効果的に行われておらず、周辺の生徒が教職員等に報告・相談する動きが少なかったという指摘である。二つ目、部活動でのいじめをキャッチする仕組みに課題があったという点である。部活動における人間関係は密度性が高く、一度作られた人間関係が固定化されやすいことや、当該部活動の活動場所であるプールが屋上に配置され物理的に孤立していたことから、当該生徒に対するいじめが深刻化したという指摘である。また、顧問が部活動内でのいじめに対し、「いじり」として認識し、いじめとして対応しなかったことで、いじめが継続し深刻化したという指摘である。三つ目、生徒指導上の問題を有する生徒に対する指導のあり方についてである。繰り返される問題行動に対する慣れや、生徒たちの大人びた文化等が、生徒たちの中にみられる微妙な心の傷つきを気づきにくくさせたとのことである。また、関係生徒のムードメーカーという良い面が学級運営に活用されていた絡みから、調子に乗る、しつこいなどの悪い面は分かっているにもかかわらず教師と生徒の共依存的な関係性が、問題行動への介入や検討を弱くさせた可能性があるとの指摘である。関係生徒の注目を浴びたいがためのいじり

行為が、他者を傷つけることを教えるとともに、どうすれば関係生徒の欲求が満たされるのかを一緒に考えていく指導が必要であったとの指摘である。四つ目、クラス運営の課題についてである。関係生徒をクラスを中心に据えたことで、疑似的な上下関係を助長し、他者をいじる関係生徒のスタイルを許容する風土を作ったとの指摘である。さらに、担任は自身の学級運営の長短を理解し、短所である立場の弱い生徒の居心地の悪さなどを理解し、一定の配慮やフォローが必要だったとの指摘である。五つ目、事案発生後の遺族対応についての課題である。事案発生後の初期対応は、一定評価されたものの、遺族へのカウンセリングの案内が遅れ、心理的ケアが後になったとの指摘である。最後、六つ目、事案発生後、いじめをおこなったと考えられる生徒に対する指導に関する課題である。関係生徒への指導において、役割分担や指導の方針を専門家も含めたチームとして検討し、遺族にも対応方針等を丁寧に説明すべきだったという点である。また、卒業後も見通した視点をもって対応を検討する必要があったとのことである。

次に、〔4 提言〕について、(1) 救助希求が出しやすく、受け止められる雰囲気づくりの徹底である。生徒の内面における繊細な機微に対して教職員が十分に配慮し、生徒同士も温かくいたわりあう組織文化を醸成することが重要であるとの提言である。(2) 生徒指導観の拡張について、一つ目は、関係生徒の「元気」や「ノリ」の陰に隠れた他者への攻撃等に対し、厳しい指導や対応を辞さない覚悟をもちつつ、本人の発達課題にも向き合う指導をするとともに、「心の天気」などを活用した情報収集に努め、教職員全体での共有と多角的な検討を今以上に進めることが求められるとの提言である。二つ目は、「いじり」を用いないコミュニケーションのあり方等について、教育委員会においても、一歩踏み込んだ研修実施等の手立てを講じる必要があるとの提言である。(3) いじめ防止の観点からの部活動における人間関係への配慮と対応について、部活動顧問は、個人競技などではタイムなど成績上位者へのねたみや嫉妬を生むなど、部活動における「いじめの衝動」を発生させる要因に着目するなど、生徒たちが衝動をコントロールできるよう適切に指導していくことなどが必要であるとのことである。(4) 事案発生後の対応についてのさらなる検討について、一つ目は、事案発生時の対応について、平時から校内教職員の具体的な役割分担を決定しておくことで、一部の教職員に負担が偏る問題を回避できるという点である。二つ目は、役割分担を検討する際は、可能な限り遺族に対する心理的ケアを担う役割を別途設けておくことや、教育委員会事務局からも応援人員を派遣することが必要であるとの提言である。

最後に、【3 提言を受けた対応】について、提言の内容について、すでに実施している内容については、引き続き取組を着実に進めてまいる。また、本件調査報告書の内容については、全市小学校・中学校の校長に周知し、「大阪市いじめ対策基本方針」を徹底するため、研修内容を充実させることで引き続き全教職員に対し理解の深化を図ってまいる。更に、教育委員会事務局指導主事等についても、本調査報告書に示された問題点を共有して対策を講じるなど、再発防止に努めてまいる。具体的には、教育委員会事務局において、いじめ防止に係る研修資料を作成し、各校の実情に応じて、指導主事やSSETが研修会で指導助言を行ってまいる。

質疑の概要は次のとおりである。

【長谷川委員】 本件は非常に長期間にわたっていています。周りは気づくべきだったと思いますし、気づいて対応しても状況が変わらないのであれば、対応を考えるべきだったと思っています。専門家ではないので、これが本当に効果があるかわからないですが、二つできるかなと思ったところがありまして、一つは、この提言にもある救助希求が出しやすい雰囲気というところで書いていただいているのに関連して、教育委員会としてはこういう雰囲気づくりがある上での出しやすい仕組みがつかれるのではないかなと思いました。具体的には、おそらく本人が声を上げるというのは難しい面があるだろうと思っています。周りのクラスメートとかもっと簡単に、ちょっと変じゃないかなという程度の声を上げるような仕組みを何かつくれないかと。そこで必要なのは、言ったクラスメートも不利益を受けない、誰が言ったとかを追及されないような安心感を持って声を上げられるというのができないだろうかと思っています。今は、一人一台端末もあるので、そういうのを活用して何か考えていただければと思います。もう1点が、この関係生徒に対して、もう少し早い段階で介入ができなかっただろうかと思いました。この指摘の中でも、いじりを用いないコミュニケーションのあり方というのが挙げられていて、一定の指導をしていたというのも出ており、でもそれでも効果がなかったということですが、今後は学校で意識を変えて、踏み込んだ指導ができるかもしれないと思います。ただ、学校から児童への指導を超えて、もしかしたらこの関係児童にも背景に何か事情があるかもしれないといったところも、踏み込んでいく必要があるかもしれないと、そういった場面では学校だけではなくて、特に臨床心理士の先生とかソーシャルワーカーの方とかに入っていただく必要があるのだろうなと思います。そのような学校以外での対応を含めた、より早い介入がで

きるようにしていただければなと思っています。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。まさしくいじめ行為や児童生徒たちの不安を、教師が早くキャッチすることが一番重要かと思っています。また、それを学校全体でどう対応していくかという組織的な検討が必要かと思っております。委員におっしゃっていただいたように、一人一台端末の相談申告機能でいじめだけではなくて、どんな相談でも書き込めますし、先生も指定できますので、日頃から使えるように、児童生徒に働きかけるような取組が必要かなと思っています。また周りのクラスメートが声を上げた場合に、その後の対応を、おっしゃっていただいたように、誰が、他の生徒のことを書いている等もわからないような形での進め方が必要であると思っています。併せて、先ほどもありましたように、早期介入と対応が、重篤な事案を生まないために必要なことだと思っておりますので、今年に入ってワーキンググループを作って、これまでの報告書において提言を受けた内容も含めて、教職員がいじめをキャッチする感覚をさらに養えるような研修資料を作成しているところでございます。また、SSET等の派遣に際しても、臨床心理士など専門家のご意見として、いじめ以外にも踏み込んで対応した方がいいというところも、指導主事が一緒に校長先生に提言や説明をして、重篤にならないようにしていきたいと思います。

【赤木委員】 私、教育委員になって1年半が過ぎて2年が近づいているのですけれども、これまでも「いじめの重大事件」があった場合は「再発防止」に重点を置き、こういふところを今後注意していじめをなくすというか、少なくなるように対応をとるという結論を導いてきました。しかし、今回の資料の180ページからの遺族の所見書を読むと、遺族の叫びがここに凝縮されていて、つまり「加害生徒に対してどういう指導をしたのか」がなおざりにされているということです。遺族の方は「加害生徒に対する指導が本当に十分ではなく、結局私たちだけが大きなものを失って、子どもを失って、命を失って何かうやむやにされている」と訴えておられるのです。カウンセラーが、人が足りないということがあるかと思いますが、遺族に寄り添うということもとても大切ですが、一方で、やはり加害生徒も反省させなければいけないのではないのでしょうか。ただ、その加害生徒を責め立てて、また権力によるいじめになってしまったらいけないということはわかるのですけれども、その加害生徒も将来のある子どもたちですから。ただ、その点がやはり遺族の声にもあるように、行き届いていないということをもう一度考えなければいけません。カウンセラーが関係生徒の反省を導かないと、この所見書のような遺族の訴えが続くのでは

ないでしょうか。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 ありがとうございます。本事案において、加害者になってしまった生徒への指導内容や期間については、強く責めては2次被害の可能性もあるというような専門家のご意見もあったので、別室指導で、自分のこれまでの言動や、自身の何がいけなかったのかというところの振り返りをさせ、その期間についても専門家のご助言をいただいて終わらせたとありますが、その判断は難しいところになります。また保護者からいただいた所見書を受けて、今この報告書を読んで、加害生徒も今高校生なのですけれども、どう感じているのかというところで、お会いするような機会も作っていく予定でございます。その時に、やはり被害を受けたお子様の保護者の気持ちに寄り添って、今思っていることを伝える場になるよう努めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

【赤木委員】 ありがとうございます。やはり加害児童生徒の心をどういうふうに動かして反省させていくのかと、そういうことをまたみんなで共有していくということも大切なのではないかなと感じました。ありがとうございました。

【異委員】 すみません。見逃しているかもしれませんが、ちょっと質問させてください。中学1年生から中学3年生までいじめを受けたということで非常に今回の痛ましい事案なのですけれども、中学1年生、2年生でのいじめアンケート、心の天気というところでは、何かこうSOSというか出ていたりしていたのでしょうか。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 本事案に関しては、1年時から事案発生までの期間において、当校が毎学期実施しておりますいじめアンケートや、一人一台端末からの相談、及び本人や周りの生徒からの申出は無かった状況です。また担任と生徒一人ひとりが話しをする教育相談の場でも、教師には相談がなかったとのことです。

【異委員】 この状況では、組織的なというところで課題もありましたが、何ができますか。今から遅いかもかもしれませんが。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 いじりはいじめに該当するという担任、部活動顧問のいじめをキャッチする力・認識があれば、3年間もということはなかったかなとは思っております。

【異委員】 結構身近にいる生徒さんはキャッチしている人もいるのではないかなとは思いますが、例えば、こう何か出してくれると理解しやすいとか対応もあるのですけれども、今回、本当に自死までは。この状況で、学校はもし同じことが起こったときに、何

もアンケートとか懇談とかで話も聞こえてこなくて、見えなかったときに何ができるのかなというのを、先ほど長谷川先生もおっしゃっていましたが、やはり考えないといけないかなと思います。今回部活内でもいじめ認定が多かったと思うのですが、ちなみにですけれども、この部活の顧問の先生は地域の先生なのか外部指導員なのかどちらですか。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 正規の先生になっております。

【異委員】 先生でもやはりそこまでなかなか、学年が変わって、顧問が変わったとかではなくて、同じ顧問の先生ですか。

【杉本第2教育ブロック担当部長】 そうですね。

【異委員】 その状況でもなかなかこう察知が難しかったということですよ。どうしても早期、いじめはもう絶対早期発見解決が鍵だと思うので、こういう難しい状況でどうして察知するのかというのはやはり、1回考えないといけないのかなと思います。私も答えになっていないのですが、非常に難しい状況ではあるかなと思いました。

【多田教育長】 今回のこの報告の中の提言ですね、1人の生徒が亡くなったという痛ましい事案でございました。またその背景も長期にわたってということでいろいろ詳細に調べる中で、子ども同士の人間関係がわかったという経緯がございまして、こういう時期の子どもになかなか発信ができなかったというようなところが事態が難しい方向にいったのかなと。学校もそうですし、我々もしっかりと今回の提言を受け止めて、反省するところは反省をして、学校現場とこの中で管理職なり指導主事の役割についても改めてお示しをいただいておりますので、しっかり教育委員会がその取組を支えるような形ができますように、今研修資料作成中ということでございますので、その実践を通じて、子どもたちに、しっかりと声を届けていくというようなことができればと思っています。

報告第16号「令和6年度 争訟事務の委任に係る報告について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

本件は、争訟事務委任規則第1条の規定により、教育長に委任された争訟に関する事務について、同規則第2条により、前年度における事務の管理及び執行の状況を、教育委員会に報告するものである。例年、この時期に、前年度末の状況を会議でご報告しており、本日ご報告するのは、裁判所関係と人事委員会の事案を合わせて13件である。内訳は、裁判所で判決があったものが3件、継続しているものが1件である。人事委員会関係で終了したものが6件、審議中のものが3件である。

それでは、まず裁判所関係の事案について。No. 1 及び人事委員会関係のNo. 9 は、同一の事案であるので、まとめてご説明申し上げます。No. 1 は、本市教職員が、概要に記載する内容に基づいてなされた懲戒処分の取消を求めた裁判の控訴審判決である。原告の訴えは、第一審に引き続いて棄却され、その後原告が上告しなかったことから、この内容で確定している。また人事委員会でも当該処分が承認されている。No. 2 及びNo. 3 も同一の事案ですので、まとめてご説明申し上げます。公文書公開請求において本市が行った「不存在による非公開決定」について、請求人である原告が当該決定の取消等を求めた控訴審であるが、原告の訴えは、第一審に引き続いて、棄却されている。その後、原告は最高裁へも上告したが、上告も棄却され、控訴審判決の内容で確定している。つづいてNo. 4 は新規事案である。事案の詳細については概要に記載のとおりである。次に人事委員会関係の終結事案である。No. 5 については、本市教職員が、概要にあるような行為により減給 3 月の処分を受け、この処分を不服として審査請求をしていたが、裁決において、原処分は戒告へ修正されている。No. 6 については、同一の請求人によるものであるが、給与及び手当の支給の要求は認められない旨の裁決となっている。No. 7 については、本市教職員が、概要記載の行為により停職処分を受け、この処分を不服として審査請求をしていたが、原処分を承認する旨の裁決となっている。No. 8 については、本市教職員が、概要記載の行為により減給処分を受け、この処分を不服として審査請求をしていたが、減給の原処分については、取消となっている。No. 9 については、No. 1 でご説明のとおりである。No.10については、本市教職員が、概要にあるような行為により停職処分を受け、この処分を不服として審査請求をしていたが、当該教職員から審査請求の取下げがあり終了している。No.11からNo.12については、大きな動きはない。No.13は、新規案件である。本市教職員が、概要記載の行為により停職処分を受けこの処分を不服として審査請求をしているものである。また、市長が所管する損害賠償請求事件等で、教育委員会が関連するものの概要などを記載している資料をご参考につけている。

報告第17号「職員の人事について」を上程。

松田総務部長からの説明要旨は次のとおりである。

この案件は、令和 7 年 6 月 1 日付の校務DXに携わる担当係長の任用及び区役所の兼務、免兼務発令にかかるものである。全市における人事異動日程にあわせて、本日 5 月 26 日に異動内示を行う必要があったことから、大阪市教育委員会教育長専決規則第 2 条第 1 項に

基づき、教育長による急施専決処分を行ったので、同条第２項により、本日ご報告するものである。「１ 一般任期付き職員の任用について」をご覧いただきたい。昨年９月末に退職した、校務DXの任期付担当係長の後任として、奥井昭彦を任用する。ICT・デジタルに関して、民間企業のプロジェクトマネジメントやプロジェクトのチームリーダーとしての実務経験を有する者として募集し、今回、教育政策課の担当係長として令和９年３月31日までの期限を定めて任用するものである。従事する職務の内容については、前回任用した係長と同様、教育共通基盤の開発、連携する自治体システム標準化対象システム等の総合調整である。

次に、「２ 職員の人事異動について」である。６月１日付の人事異動であるが、第１項、第２項、第４項については、区役所の職員が兼務している、総務部教育政策課担当課長代理等の人事である。区役所の組織体制の整備により、今回新たに兼務発令、免兼務発令をするものである。第１項及び第２項であるが、総務部教育政策課東住吉区教育担当課長代理を兼務するものとして、同区役所の保健福祉課子育て支援担当課長代理の奥野貴史、隅田喜昭を充てることとする。

次に、第４項の東成区の沼口大輔に関しては、兼務を免ずることとした。第３項であるが、先ほどご説明した校務DXの任期付の担当係長を、教育政策課担当係長として充てるものである。

採決の結果、委員全員異議なく、原案どおり可決。

（５）多田教育長より閉会を宣告